

みたび

2004.7.15
No.74
議会だより



夏真っ盛り、B & C プールは今年も元気いっぱいです。

主な内容

第2回定例会

2ページ

そこが知りたい(一般質問)

5ページ

研修レポート

10ページ

第二回定例会

平成十六年第二回定例会は六月八日に招集され、会期を十五日までの八日間と定め、専決処分承認や、印鑑条例の一部を改正する条例、平成十五年度可児市郡合併協議会歳入歳出決算認定などが審議され、提案された十議案すべてを承認・可決しました。



印鑑登録のようす（住民課窓口）

条例

印鑑条例の一部改正

今回の改正は、印鑑登録に伴う本人確認を厳格化するため、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い改正するものです。

印鑑登録申請者が本人であることを確認するため、申請者宛に郵送等で文書により照会する場合の、申請者が持参する書類として、「町長が適当と認める書類」（健康保険証・年金手帳等）を追加するものです。

また、本人確認を行う場合に、「必要に応じて口頭で質問を行うことができる」とし、不正な登録を防止するための改正となりました。

国民健康保険条例の一部改正

地方税法の一部が改正され施行されたことにより、附則を改正するものです。

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例として、平成十五年度課税分から国民健康保険税においても所得税法同様に特別控除後の額

が課税所得となり、抽象的な表現となっていました。今回の改正で租税特別措置法の適用条文を具体的に明記したものです。

短期譲渡所得についても同様に適用条文を具体的に明記しました。

防疫委員会設置条例の廃止

町の感染症予防対策については、伝染病予防法及び昭和五十一年に制定した御嵩町防疫委員会設置条例に基づき防疫活動を行ってきました。

国では感染症をめぐる状況が大きく変化してきているため、伝染病予防法が廃止され、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が制定されました。

防疫活動については、この法律の

施行前は都道府県の指導に基づき市町村が行って参りましたが、この法律の施行により市町村の役割は、都道府県の指示があった場合、その指示に基づいて消毒等の防疫活動の補助をすることとなり、町の防疫委員会の必要が無くなったため、防疫委員会設置条例を廃止するものです。

なお、県の防疫活動等の指示があ



地域住民の生命と財産を守る「御嵩町消防団」

った時に対応するため、平成十五年
度に「町感染症防疫対策本部設置要
綱」を制定しています。

非常勤消防団員に係る退職報償金
の支給に関する条例の一部改正

非常勤消防団員の処遇改善を図る
ため、消防団員等公務災害補償責任
共済等に関する法律施行令の一部が
改正されたことにより、非常勤消防
団員の退職報償金の額を改正するも
のです。

専決処分

町税条例の一部改正

地方税法が一部改正となり四月一
日より施行されたことにより、町税
条例の一部改正を平成十六年三月三
十一日付で専決処分しました。

今回の地方税法の改正は「三位一
体改革」の一環として、平成十八年
度までに所得税から個人住民税への
税源移譲を実施するための暫定、個
人住民税の均等割の見直し、固定資
産税の減額制度の創設、課税実施権
の拡大等を行い、非課税等の特別措
置の整理合理化等の措置を講ずるた
め、地方税法の一部改正が行われま
した。これにより町税条例の一部を
改正するものです。

【主要な改正点（抜粋）】

個人住民税均等割非課税基準の扶
養に対する加算額の改正「十九万二
千円」「十七万六千円」（平成十
六年度以後適用）

均等割の納税義務者である夫と同
一世帯の妻の均等割の非課税措置を
段階的に廃止「平成十七年度千五百

円」「平成十八年度以後三千円」

均等割の税率の改正「二千円」

「三千円」（平成十六年度以後適用）

「老年者控除（四十八万円）の廃止
（平成十八年度以後適用）」

個人住民税所得割の非課税基準の
扶養に対する加算額の改正「三十六
万円」「三十五万円」（平成十六
年度以後適用）

《長期譲渡所得に係る個人の町民
税の課税の特例》

特別控除後の譲渡益の税率を改正
「四％」「三・四％」

「百万円特別控除を廃止（平成十七
年度以後適用）」

《優良住宅地の造成等のために土
地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
に係る町民税の課税の特例》及び
《居住用財産を譲渡した場合の長期
譲渡所得に係る個人の町民税の課税
の特例》

「特別控除後の譲渡益四千万円以
下の部分の税率三・四％」「譲渡
益二千万円以下の部分の税率二・
七％」

「特別控除後の譲渡益四千万円超
の部分の税率四％」「譲渡益二千

万円以上の部分の税率三・四％」

その他《短期譲渡所得に係る個人
の町民税の課税の特例》として、
「県民税」「町民税」の税率の改正等
がありました。

中部圏都市開発区域の指定に伴う
御嵩町固定資産税の不均一課税に関
する条例の一部改正

中部圏の都市整備区域都市開発区
域の整備等に関する法律施行令が一
部改正され、本年四月一日から施行
となったことにより、本条例の一部
改正を本年三月三十一日付で専決処
分しました。

今回の改正は、適用対象となる工
業生産設備の取得価格要件が、八億
円から九億円に引き上げられ、適用
期限を二年間延長し、平成十八年三
月三十一日までとするものです。

消防団員等公務災害補償条例の一
部改正

非常勤消防団員等に係る損害補償
の基準を定める政令の改正が、三月
二十六日に公布され四月一日に施行
されました。

改正の内容は、最近の社会経済情
勢に鑑み補償基礎額等を引き下げる

ものです。

団長から団員まで補償基礎額を最高で二百円引き下げるほか、扶養加算額や介護補償の額もそれぞれ引き下げになっています。

今回の改正は補償基礎額等を引き下げるため、施行日以降に条例を改正し、遡及適用を定めた場合、補償対象者に対し不利益となるため、三月三十一日付で専決処分しました。

平成十五年度御高町一般会計補正予算

今回の補正予算については三月三十一日付で専決処分を行いました。内容は、三月末に交付金関係が確定した関係と町債の減額補正等で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五千四百九十四万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十二億二千二百八十九万千円とするものです。

繰越明許費の補正としては、二件の事業を追加し平成十六年度へ繰り越すものです。

土木費の道路橋梁費で町道柳沢青木線道路改良工事は、下水道面整備の関係で二千五百四十四万八千円を、

町道上之郷六六号線道路改良工事では、法面工事で岩が露出し、掘削に時間を要したため二千三百四十三万三千元、合わせて四千四百九十八万千円を追加し十六年度へ繰り越すものです。

事故繰越しは、衛生費の清掃費で、家庭系可燃ごみ専用袋購入事業百三十二万三千元です。

可燃ごみ専用袋納入にあたり、折り方が一部指定したとおりでなかったため、再度作り直しを指示したところ、年度内の納品が不可能となったため繰り越すものです。

地方債の補正は、六事業の借り入れ限度額を変更するもので、合計で三千七百二十万円減額し、限度額を一億八千九百二十万円とするものです。

その他の議案

工事請負契約の締結

《契約の目的》

御高町立上之郷小学校耐震補強・

大規模改修工事

《契約の方法》

条件付き一般競争入札（建築一式工事）

《契約金額》

一億千三百十五万円

《契約の相手方》

可児市菅刈三三番地一

株式会社栗山組可児営業所

営業所長 藤田 信久

平成十五年度可児市郡合併協議会

歳入歳出決算認定

この決算認定については、「可児



耐震補強されることとなった上之郷小学校

市郡合併協議会の廃止後の措置に関する協議書第二」に基づいて事務処理を行うものです。

決算額は歳入歳出とも総額二十五万六千六百九十三円で、歳入総額の内、平成十五年度の御高町の負担金は百八十六万八千六百九十三円となりました。予算の執行状況等について審査したところ、「認定すべきもの」と決定しました。

諸般の報告

【議長報告】

町有林に関する要望書

新入札方式への移行に関する要望書

義務教育費国庫負担制度堅持にか

かわるお願い

「容器包装リサイクル法の見直し

を求める意見書」提出を求める陳情

書

義務教育費国庫負担制度堅持につ

いてのお願い

教育基本法の早期改正を求める意

見書提出に関する請願

財政援助団体監査報告書

- 随時監査報告書
- 定例監査報告書
- 土地信託に係る監査報告書
- 現金出納検査結果報告（二月～四月分）
- 【町長報告】
- 専決処分への報告（工事請負契約の変更）四件
- 専決処分の報告（損害賠償の額）二件
- 平成十五年度一般会計予算の繰越しの報告（繰越明許費）
- 平成十五年度一般会計予算の繰越しの報告（事故繰越し）
- 平成十五年度下水道特別会計予算の繰越しの報告
- 平成十五年度水道事業会計予算の繰越しの報告
- 土地開発公社の経営状況に関する報告
- 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告

そこが知りたい 一般質問

一般質問は6月10日に行われ、8名の議員が活発な質問をしました。

1	大沢 まり子議員	6 ページ	5	岡本 隆子議員	8 ページ
	教科書の「発展的内容」復活について			行財政改革について	
	「児童・生徒表彰条例」について			指定管理者制度について	
	「栄養教諭」創設について				
2	早川 文人議員	6 ページ	6	下地 せつ子議員	8 ページ
	可児市郡合併協議破談後の対応について			そろばん教育での学力向上について	
	国道21号バイパス関連工事			難聴社会への対応について	
	（町道生沢～宮上線の拡幅について）				
3	鈴木 元八議員	7 ページ	7	佐谷 時繁議員	9 ページ
	国道21号バイパス第3工区の推進について			自立した「まちづくり」の為に「構造改革特区」の考えはないか	
	長岡地内・城町地内に残る建設廃材の処分と指導について			林道について	
4	梅原 勇議員	7 ページ	8	田中 幸雄議員	9 ページ
	御嵩町自立の道を今後どう舵とりされていくのか			山林保全について	
	小学校教科書検定変更への対応は			（その他には「小和沢処分場について」と「上之郷北部地域給水について」の質問がありました）	

二十一号バイパス早期着工を



鈴木 元八
議員

問

この程国道二十一号バイパス、古屋敷交差点より東側、中・御嵩・井尻地区までのバイパス用地（第三工区国費）十億円が平成十六年度予算として決定されました。町は今後用地交渉の中で地権者、地域住民、地元要望、各種交通のアクセスを考えると、町単独の予算が必要である。本年度の予算の中にはこうした町単独予算が、全く盛り込まれていない。これでは事業の推進が十分出来ない状況である。御嵩町にとっては最も大きな事業二十一号バイパス全線早期開通に向けた対応として二億〜三億円の町債（借金）を起こしてでも事業を進めるべきである。又、本年度中に十億円の消化が出来なかつたならばそれは国へかえすべきかどうか。

答

東側半分、第三工区についても最も重要な位置づけの道路であります。特に東側についてはデメリットを最小限におさえ町民の要望に応えるつもりです。九月補正での対処はと言わ

【柳川 町長】

一般質問

れましたが町債（借金）をすることにについては議員の要望として考えて行きます。

答

国の十億円が平成十六年度中に予算消化が出来なかつたら国へかえすかどうかはまだ詳細な打ち合わせが出来ていません。

【水野 参事】

問

御嵩町産廃ゴミの山はどう対応するか
先日新聞で御嵩町の産廃の山が報じられ、県が業者に改善命令を出した事は、大きなニュースでした。この事件に対し町ではどう対処するのか。町は単独でも環境に配慮した施策をすぐに打ち出せるのか。

答

業者が県の指導を、十分守らなかつたので今日の改善命令が出されました。この命令を無視した場合は県も告発します。近隣住民にも多大な迷惑をかけてました。しかし、これは産廃で今後県と協議しながら悪臭・水質・病害虫の駆除等対処して行きます。

【永瀬 参事】

持続可能な地域社会づくり



梅原 勇
議員

問

町自立の方策は
町長は以前より「合併しても、しなくても、これまで通りにはやっていけない」と言われていました。
自立の道を選んだ今後、行政の効率化・事務の合理化、各種事業の見直し、職員の定数適正化など町政全般にどう取り組みでいけるのか。

答

町職員百五十人体制
三月に可児市郡合併協議は残念ながら打ち切りとなり、御嵩町は単独でやっていくことになったのですが、自助努力によつて御嵩町は十分やっていけると思っています。人員削減は相当の困難と痛みが予想されますが、財政改革の効果のある施策として町職員百五十人体制を可及的速やかに実現したいと思えます。
国の「三位一体」が依然として明確的でなく、中長期的な財政計画の目途がたてにくい状況ですが、町行政全般にわたつて事業を見直し、節減出来るところは

【柳川 町長】

思い切つて節減し、総合的な自立に向けた計画づくりを思っています。

来春使用の教科書
またまた検定変更

問

内容増える小学校教科書
授業時間は増えず「発展的な学習内容」が盛り込まれる教科書。文科省の方針ぶれに児童と学校現場が振り回されるだけですが、基礎・基本を徹底させながら発展の加わつた教科書をどう使っていけるのか。

答

基礎基本を着実に身につけさせることが本意。その上で個に応じた指導を、補充的学習、発展的学習を取り入れながら充実させていくことは大切。
その判断は、学習の実態をふまえながら指導する先生に委ねられています。
そのためにも、教科書の扱い方、指導力を高める教師研修等が大きな課題です。

【只腰 教育長】

二〇二〇〜二〇二三年が勝負！行政改革



岡本 隆子
議員

問 行政改革について

御高町は自立の道を歩むことになり、これまで以上に効率的な行政運営をしていかなければなりません。行政改革推進委員会において審議内容を、町長や関係者にどのように伝えていきますか。

行革委員会の開催回数が少なくなりましたが、行革の進捗状況のチェックはできますか。
平成十五年度の行革の成果が上がらなかった理由は何か。
職員適正化計画については、具体的にはどのようにしていますか。
町民税、保育料などの収納率を上げるためには、具体的にはどうしますか。
行革は職員の意識改革とも言われるが、行革をより実効性のあるものにするためにはどのように取り組んでいきますか。

答 町長には節目で報告し、会議に

【梅田 参事】

は関係課の参事等が参加している。回数にこだわってはいない。項目のチェックはできる。今年度は少し回数を増やす必要がある。

町税、住宅家賃、保育料などの未払いの収納率を上げることができなかったこと。従来は滞納があつても、集金に行けば成果があつたが、長引く経済不況の今はそう簡単ではない。職員の数が予定を下まわるよう確実に実行している。

法的手続き等をとります。実施担当課とヒアリングをし、共通認識を持つ。トップダウンではなく、下から声があがってくるのを待つ姿勢も大切かと思う。

問 地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入できるようになったが、どう取り組んでいきますか。

答 管理の代行として期待できるもの。今後研究していく。

【梅田 参事】

子ども・高齢者対策に配慮を



下地 せつ子
議員

問 そろばん教育での学力向上について

読み書きソロバンは、教育の基礎であり、学校教育に取り入れる考えは。

答 小学校学習指導要領に沿って三年で、ソロバンによる数の表し方について簡単なたし算・ひき算の学習をしている。三年生は、三学期八時間、算数百二十時間の現況の中で対処していきたい。

【野村 参事】



「私、算数大好きなの！」

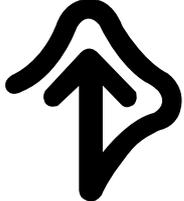
問 難聴者対応について
高齢者の聴力検診の実施。検診結果の指導。

役場内や図書館など公共機関に「耳マーク」の表示板（耳の不自由な方のために筆談で対応します）の設置と相談窓口を設置する考えは。

答 高齢者の予防策として検診施設の整備を行っていきたい。高齢者の場合は特に聴力が落ちるため可児医師会の協力を得ながら検診を進めたい。自己指導が必要。ソフト面に十分力をいれていく。設置をします。

【永瀬 参事】

耳の不自由な方は筆談しますので申し出てください。



聞こえが不自由なことを表す『耳のシンボルマーク』です。

一般質問

「構造改革特区」で特色ある町を！



佐谷 時繁 議員

問 自立したまちづくりのために、「構造改革特区」制度の導入を

農業関連特区 地域農業崩壊の危機に
対処しつつ循環持続型地域社会を構築して
いくために、耕作放棄や遊休農地を特区
によりNPO法人等と連携しながら
「農的暮らしや自給的生活」の実現願う
多くの人々を農業、農村の新しい担い手
として迎え入れ、農都共生方式による地
域の再生を図る。又御嵩町の地理的好条
件を生かすべく都市の皆様にも休日などに
農業体験をし、自然に触れる、いわゆる
「サンデーファーム」でまち起しを。
少子化対策関連特区 二〇〇三年の出
生率が一・二九にまで下がりました。こ
のような状況が続けば現在の社会システ
ムが崩壊します。全力で対策を講じ負け
ればなりません。具体例として 就学前
の児童の教育・保育を充実する。 放課
後対策の充実。 地域における子育て支
援の拠点等の整備及び機能の充実を図
る。 行政サービスの一元化の推進。
小児医療体制の充実。 児童手当の充実
を図り、税制のあり方の検討を深める。

答 いい制度であるが、特区が万能で
はないと思っています。今後「環境問題」
「障害者問題」「亜炭関係」を特区でどう
かと考えていますが、要はやる気の問題
です。NPO法人は民間があくまで主で
すが、広い意味での連携も考慮しながら
進めていくつもりです。

【柳川 町長】

問 林道について
御嵩町には十二の林道（二十六キ
ロメートル）があるが町有林保全はもち
ろんですが、散策道としての利用を考え
るべきだと思いが。

答 豊かな自然が多く残っている御嵩
町の山林を守るためにも林道は重要な役
割を果たしています。里山として、また
ビオトープ的な林道として考えたい。

【柳川 町長】

答 利用度の高い林道については、多
くの皆様に利用してもらえよう、予算
も考慮しながら整備していきたい。

【水野 参事】

荒廃した山林の為に



田中 幸雄 議員

問 山林保全について
環境・防災・水源かん養の見地
から今、何をやらねばならないか。
山林全域保全の長期基本計画が必要で
はないか。

町有林のみならず私有林に対する施策
も必要ではないか。
山林保全作業には大きな労力と機材が
必要と思われるが。
愛林隊とか森林組合を活用する事はど
うか。
分収林（官行造林地）の手入れは行わ
れているか。
みたけの森の完成度はどのくらいか。
市民参加による整備の促進、学校など
の総合学習の場としての活用は。

答 先ず間伐を十年内に行いたい。
分収林官行造林地はしばらく手入れが
行われていない。
みたけの森の完成という時点はない。
継続的に手入れを行って行くものであ
る。

【丹羽 助役】



荒廃した山林

学校等の総合学習などには大いに利用
していただきたい。

山林保全とは・・・

森林の果たす役割は単に木材生産
の場としてでなく多面的な地球温暖
化防止・災害防止・水源かん養、多
様な生態系の保存増殖などに力を貸
す行為。

分収林とは・・・

戦後国土緑化の促進政策として国
が造林費を一時負担し、木材出荷時
に精算する。契約に基づいて行った
造林、御嵩町有林には約七十ヘクタ
ール。

研修レポート

【議員全員研修】

研修期日

平成十六年五月十一日（火）

研修場所

緑ヶ丘クリーンセンター
瑞浪超深地層研究所
新丸山ダム資材運搬道路工事

研修内容

緑ヶ丘クリーンセンター
（汚泥再生処理施設）

美濃加茂市牧野にあった、し尿処理施設の老朽化が進む中、抜本的な施設更新を図ることとなり、平成十三年度から三年がかりで「し尿や汚泥」を資源として再生できる機能を備えた汚泥再生処理施設がこの程完成しました。この施設は浄化槽汚泥の増加に対応して多重円盤型脱水機を導入し、より効率の高い処理システムを構築。



本年4月に竣工した「汚泥再生処理施設」

汚泥を価値ある資源に再生するため内燃式炭化装置を導入し良質の混合汚泥肥料を生産。各処理プロセスの状況は最新のコンピューターシステムで、より確実に効率のよい中央監視・制御を行うて処理状況を厳しくチェック。私たちの生活環境を守るため、最新のし尿処理、汚泥処理を行い肥料として有効な炭化汚泥肥料を製造する事が出来、環境保全にも大きな役割を果たす施設であると言えます。



立坑の掘削の様子（瑞浪超深地層研究所）

瑞浪超深地層研究所

瑞浪インターの北一キロメートルに位置する瑞浪超深地層研究所を視察。

この研究所では、地質環境の評価のための体系的な調査、解析、評価技術の基盤の整備と、深地層における工学技術の基盤の整備を目的とした地層科学研究を行っています。この研究所では岩盤や地下水を調査する技術や解析する手法の確立、深い地下で用いられる工学技術の基盤の整備を目指すため、主に花崗岩を対象に、岩盤の強さ、地下水の流れ、水質などを調べたり実際に地下千メートルまで立坑を設置して研究を行います。高レベル放射性廃棄物の地層処分安全確保のための調査研究を行っています。

新丸山ダム資材運搬道路工事

新丸山ダム資材運搬道路工事現場を視察。

大久後トンネル二十四時間発破による掘削を行っている。東口から三分の一掘り八月には完通する予定。



着々と工事が進む「大久後トンネル」

編集後記

合併白紙後、最初の議会でした。今後、厳しい財政状況下でありますが「三位一体」の改革で地方交付税の減額、急速に進む少子高齢化の中で痛みを分かち合いながら町単独の町政運営を進めていき行財政改革に取り組むこととなります。やはり「合併は、進むも地獄、退くも地獄」なのかな。これからも、議会報編集委員会は団結し、一段と多くの皆様に親しんでいただけますよう一生懸命努力してまいります。